

鳥取県告示第479号

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成22年8月6日から施行する。

平成22年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前				
<p><u>1</u> 技能検定試験の特級の実技試験の手数料の額は、 次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>検定職種</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>全職種</td><td>15,700円</td></tr></tbody></table>	検定職種	金額	全職種	15,700円	
検定職種	金額				
全職種	15,700円				
<p><u>2</u> 技能検定試験の<u>1級</u>、2級、3級、単一等級、基礎1級及び基礎2級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>略</p>	<p><u>1</u> 技能検定試験の特級、<u>1級</u>、2級、3級、単一等級、基礎1級及び基礎2級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>略</p>				
<p><u>3</u> <u>2</u>に関わらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>略</p>	<p><u>2</u> <u>1</u>に関わらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>略</p>				